

平成28年4月就任予定の電気通信大学大学院情報理工学研究科長等の選考等における特例に関する規程

平成28年 1月13日

(目的)

第1条 この規程は、次の各号に掲げる平成28年3月31日限りで任期満了となる大学院情報理工学研究科長、副研究科長及び大学院情報理工学研究科選出の評議員の後任者並びに平成28年4月に設置する情報理工学域に設けることとなる職に就く者又はその候補者の選考等に関し、特例を設けることを目的とする。

- (1) 大学院情報理工学研究科長
- (2) 大学院情報理工学研究科副研究科長
- (3) 大学院情報理工学研究科選出評議員
- (4) 情報理工学域長
- (5) 情報理工学域副学域長
- (6) 情報理工学域における類長及び課程長並びに副類長及び副課程長
(大学院情報理工学研究科長)

第2条 大学院情報理工学研究科長候補者の選考は、「電気通信大学大学院情報理工学研究科長選考規程」(以下「研究科長選考規程」という。)及び「電気通信大学大学院情報理工学研究科長選考実施細則」(以下「実施細則」という。)に基づき実施する。

2 前項の選考において、研究科長選考規程の適用については、次の表の左欄に掲げる研究科長選考規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる研究科長選考規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条	大学院情報理工学研究科の専任	大学院情報理工学研究科及び大学院情報システム学研究科の専任

3 第1項の選考において、実施細則の適用については、次の表の左欄に掲げる実施細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる実施細則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	情報理工学部教授会の構成員	情報理工学部教授会の構成員並びに大学院情報システム学研究科の専任の教授、准教授及び助教
第8条第2項	情報理工学研究科教授会の構成員	情報理工学研究科教授会の構成員並びに大学院情報システム学研究科の専任の教授、准教授及び助教

(大学院情報理工学研究科副研究科長)

第3条 大学院情報理工学研究科の副研究科長の選出については、「電気通信大学大学院情報理工学研究科副研究科長に関する規程」(以下「副研究科長に関する規程」という。)に基づき行うものとする。

2 前項の選出において、副研究科長に関する規程の適用については、次の表の左欄に掲げる副研究科長に関する規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる副研究科長に関する規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条	大学院情報理工学研究科の専任	大学院情報理工学研究科及び大学院情報システム学研究科の専任

(大学院情報理工学研究科選出評議員)

第4条 大学院情報理工学研究科選出の評議員候補者の選考は、「電気通信大学大学院情報理工学研究科評議員選考規程」(以下「評議員選考規程」という。)及び「電気通信大学大学院情報理工学研究科評議員候補者選出に関する申合せ」(以下「申合せ」という。)に基づき実施する。

2 前項の選出において、評議員選考規程の適用については、次の表の左欄に掲げる評議員選考規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる評議員選考規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条	研究科の専任	大学院情報理工学研究科及び大学院情報システム学研究科の専任

3 第1項の選考において、申合せの適用については、次の表の左欄に掲げる申合せの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる申合せの規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条	情報理工学部教授会の構成員	情報理工学部教授会の構成員並びに大学院情報システム学研究科の専任の教授、准教授及び助教
第2条	研究科教授会の構成員	大学院情報理工学研究科教授会の構成員並びに大学院情報システム学研究科の専任の教授、准教授及び助教

(情報理工学域長)

第5条 情報理工学域長（以下「学域長」という。）候補者の選考は、研究科長選考規程及び実施細則に準じて実施する。

2 前項の選考において、研究科長選考規程の適用については、次の表の左欄に掲げる研究科長選考規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる研究科長選考規程の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第2条	大学院情報理工学研究科の専任	大学院情報理工学研究科及び大学院情報システム学研究科の専任

3 第1項の選考において、実施細則の適用については、次の表の左欄に掲げる実施細則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる実施細則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項	情報理工学部教授会の構成員	情報理工学部教授会の構成員並びに大学院情報システム学研究科の専任の教授、准教授及び助教
第8条第2項	情報理工学研究科教授会の構成員	情報理工学研究科教授会の構成員並びに大学院情報システム学研究科の専任の教授、准教授及び助教
第10条第3項	本選挙については、	本選挙は、大学院情報理工学研究科長の本選挙（以下「研究科長選挙」という。）実施後に行い、第4条に定める「予備選挙により選出の得票多数の者5人」に、研究科長選挙において大学院情報理工学研究科長の候補者となった者が含まれる場合は、当該者を除外した人数で行うものとする。また、

(情報理工学域副学域長)

第6条 情報理工学域の副学域長は、情報理工学域を担当する予定の教授のうちから、学域長就任予定者の指名する候補者について、大学院情報理工学研究科教授会が選出する。

2 この規程により選考された副学域長の任期は平成28年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、副学域長の任期は、当該副学域長を指名した学域長の任期の終期を超えることはできないものとする。

(情報理工学域における類長及び課程長並びに副類長及び副課程長)

第7条 情報理工学域の各類における類長及び課程長は、当該類又は課程を担当する予定の教授のうちから、学域長の就任予定者が推薦し、学長が任命する。

2 副類長及び副課程長は、当該類又は課程を担当する予定の教授のうちから、類長又は課程長の就任予定者が指名する。

3 類長及び課程長は、学域長の職務を助け、当該類及び課程の運営に関する校務を処理する。

4 副類長及び副課程長は、類長及び課程長の職務を補佐する。

5 この規程により選考された類長及び課程長並びに副類長及び副課程長の任期は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第8条 この規程に定める事項のほか、必要な事項については、大学院情報理工学研究科代議委員会の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成28年1月13日から施行する。